工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

建設政策推進室

建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定により、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないとされたところであり、その取扱いを次のとおり定めましたのでお知らせします。

1　恐れ情報の通知と誠実協議の求め

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）
第二十条の二　（略）
2　建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。
3　前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従つた工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。
4　前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。

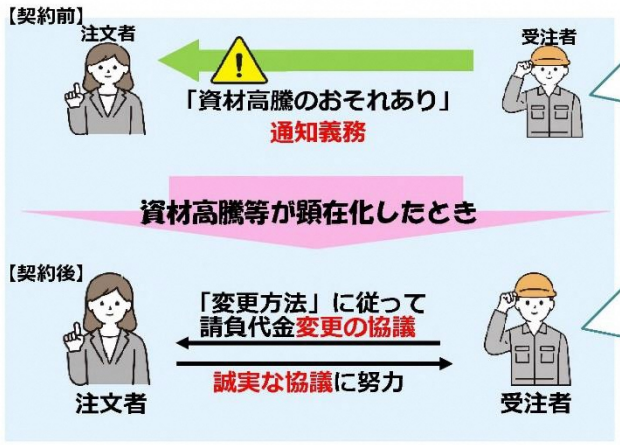

運用上の留意点（イメージ）

資材高騰リスクの情報を注文者・受注者の**双方**が**契約前に共有**
⇒ 契約後に、実際に資材が高騰した場合の負担に関する協議の**円滑化**

- ✓ 受注者は、**把握**している範囲で情報提供すれば足りる
（資材高騰の見込みについての新たな調査は**不要**。根拠は**公表資料**を用いる）
- ✓ 将来のあらゆる可能性を網羅した膨大なリスク情報を提供しても、負担協議の円滑化には**寄与しない**おそれがあるので注意

- ✓ **事前通知なしでも**、契約上の「変更方法」に基づき**協議は可能**
- ✓ 「誠実」な協議とは、協議のテーブルに着いたうえで、申出の内容を真摯に聞き、変更の申出に至った背景事情を十分理解し、対等な立場から互いの意思が合致するようにできる限り努力が必要
- ✓ 誠実に協議した上で、双方合意として**価格変更しないこともあり得る。**
（必ず契約変更することを定めた規定ではない）

注文者は、リスク発生時の契約変更協議については誠実に対応する努力義務
（申し出られた協議の門前払い、申し出を理由とした不利益な取り扱い等は禁止）

今後、制度運用上の留意点をガイドラインとしてとりまとめ,変更協議促進という制度趣旨にかなう通知や協議の方法を周知予定

（国土交通省HP）より

2　対象工事

全ての建設工事

3　通知方法

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）が落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでの間に、別記様式による通知書を提出し、契約に関する事務を担当する組織の長が、これを受領することにより行うものとする。

4　適用開始日

令和7年3月1日から適用する。